

岩手県、山田町、NPOの三者のそれぞれの役割と責任

岩手県	山田町	NPO
<b>緊急雇用創出事業実施要領 (国→県)</b>		
第2 (事業主体) 県は、緊急雇用創出事業 (基金事業) の事業主体		
第5 (委託事業) 1 委託事業 (1) 対象となる事業 ③震災等緊急雇用対応事業 ア 市町村が企画した新たな事業であること イ 建設・土木事業でないこと	<b>緊急雇用創出事業補助金交付要領 (県→町)</b> 第3 (補助金の交付対象及び補助額) 補助金は、市町村が次の～要件をすべて満たす補助事業を実施した場合に要した経費に対し、～交付する。 ウ 震災等緊急雇用対応事業 (7) 市町村が企画した新たな事業であること。 (イ) 建設・土木事業でないこと	
2 事業委託の対象者 ～特定非営利活動法人、～であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。	第2 (定義) (1) 委託事業 市町村が～特定非営利活動法人～であって当該業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者に委託して実施する～	
3 委託契約等 市町村における委託事業に係る委託契約の際には、各市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、～、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、各市町村の財務規則等に基づき、契約するものとする。		
3 委託契約等 委託契約等には、市町村において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならないものとする。 (7) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり1に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。 (8) 事業が終了した場合は、～実績報告を作成し、市町村に提出しなければならないこと。	<b>緊急雇用創出事業補助金交付契約書 (県→町)</b> 第12 山田町は、～民間企業等に委託して実施する事業を実施する場合には、次に掲げる事項を委託契約書に記載しなければならない。 (8)受託者が委託事業を実施するために必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものであること。 (9)受託者が、～の要件の全部又は一部に反した場合には、委託契約額の全部又は一部を返還させること。 (10)受託者は、委託事業が完了した場合は、～実績報告書を、その根拠となる書類を添付して山田町に提出しなければならないこと。	<b>委託契約書 (町→NPO)</b> 第9条 (財産取得の制限) 第10条 (委託料の返還) 第15条 (検査及び成果品の納入)
第10 (市町村補助事業) 県は、市町村が委託事業を実施する場合に、基金を財源として市町村に補助金 (10/10) を交付することができる。 県は、市町村が委託事業を実施する場合に、国の実証要領第5に掲げる条件を付さなければならない。		

岩手県	山田町	NPO
<p>第13（事業計画全体としての要件等）第5の規定により実施する事業について、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。～個々の事業については、本事業の趣旨（離職を余儀なくされた～失業者に対して～次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する）を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。</p> <p>2 基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。</p>	<p>第5（事業計画全体としての要件等）</p> <p>1 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。</p> <p>2 補助事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。</p>	
<p>第15（財産の取得制限）委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は公用の増加額が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。</p>	<p>緊急雇用創出事業補助金交付契約書 第12（再掲）</p> <p>(8)受託者が委託事業を実施するために必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものであること。</p>	<p>委託契約書第9条（再掲） （財産取得の制限）</p>
<p><b>雇用創出基金事業に関するQA（国）</b></p>		
<p>委託事業を実施する上で、必要な機器や物品等の購入については、50万円を超えるものは認めない取扱とし、原則としてリースあるいはレンタルでの対応としているところである。</p>		
<p><b>緊急雇用創出事業補助金交付要領（県→町）</b></p>		
<p>第1（目的）緊急雇用創出事業を実施する市町村に対して補助金を交付する～</p>		
<p>第6（補助金交付の内定）広域振興局長は、緊急雇用創出事業計画書の提出があったときは、その内容を審査し、事業内容が適当と認められる場合には、補助金の交付を内定し、～補助金交付内定通知書（様式第2号）を交付するものとする。</p>	<p>第4（事業計画書の提出）補助事業を実施しようとする市町村は、所管の広域振興局長に対し、～緊急雇用創出事業計画書（様式第1号）を提出しなければならない。</p>	
	<p>第7（補助金の交付申請）補助金の交付を受けようとする市町村は、～補助金交付申請書（様式第3号）を広域振興局長に提出しなければならない。</p>	
<p>第8（補助金の交付契約の締結）広域振興局長は、～補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた時は、補助金交付契約を締結するものとする。</p>		

岩手県	山田町	NPO
<b>緊急雇用創出事業補助金交付契約書（県一町）</b>		
第1 岩手県は、～要する経費に対し、～補助金を交付する。	第1 山田町は、～事業計画書により～補助事業を行い	
第2 岩手県は、書類を受理した場合は、書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、補助事業がこの契約に適合すると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。	第2 山田町は、補助事業が完了した場合は、速やかに～補助金請求書及び～事業実績報告書を岩手県に提出するものとする。	
第3 岩手県は、書類を受理した場合において、補助事業がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを山田町に対して指示するものとする。	第3 山田町は、指示に従って措置をした場合には、その結果を岩手県に報告するものとする。	
	第5 山田町は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ～事業変更計画書を岩手県に提出し、その承認を受けるものとする。	
第7 岩手県は、山田町が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。 (1) 地方自治法第221条第2項の規定に基づいて岩手県が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて岩手県が求める報告を拒み、又は第3第1項の規定による岩手県の指示に従わなかった場合 (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合 (3) 不正の手段により補助金の交付を受けた場合 (4) その他この契約に違反した場合 2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用する。		
	第13 山田町は、平成23年9月末における補助事業の遂行状況について、～事業遂行状況報告書（様式第5号）により、平成23年10月11日までに岩手県に報告しなければならない。 ※9月末までに終了した事業について記載すること。	
<b>補助金適正化法</b>		
第3条（関係者の責務） 2 補助事業者等～は、補助金等が～税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付～の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。	第3条（関係者の責務） 2 ～間接補助事業者等は、補助金等が～税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付～の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。	
第11条（補助事業等及び間接補助事業等の遂行） 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の	第11条（補助事業等及び間接補助事業等の遂行） 2 間接補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理	

岩手県	山田町	NPO
<p>注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。</p>	<p>者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用をしてはならない</p>	
<p>第13条（補助事業等の遂行等の命令）各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助金等を遂行すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 各省各庁の長は、補助企業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助金等の遂行の一時停止を命ずることができる。</p>	<p>※左記第13条の解説「全国会計職員協会 補助金適正化法解説補助金行政の法理と実務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本条の“命令”は交付行政庁と直接、補助行政上の法律関係をもたない間接補助事業者等に対しては、これらの命令を発することはできない。従って、間接補助事業者等が適正に事業遂行していない場合には、まず補助事業者等に対して間接補助事業者等の適正な事業遂行の指導監督を求めることとせざるをえない。</li> <li>○ この間接的監督方法によってもなお適正な間接補助事業等の遂行が図られない場合には、第17条第2項の規定に基づき間接補助金等に係る補助金等の交付決定を取り消すことにより、最終的に補助関係を消滅させることとせざるをえないだろう。</li> </ul>	
<p>第14条（実績報告等）補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。</p>		
<p>第15条（補助金等の額の確定等）各省各庁の長は、補助事業等の完了または廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地踏査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。</p>		
<p>第16条（是正のための措置）各省各庁の長は、補助事業等の完了または廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助金等につき、これに適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。</p>		
<p>第23条（立入検査等）各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は、当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。</p>		
<p>第24条（不当干渉の防止）補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。</p>		